

福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染され、 又はそのおそれのある廃棄物の処理に関する基本的考え方について

1 趣旨

平成24年1月1日の放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）の完全施行に伴い、「福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質に汚染され、又はそのおそれのある廃棄物」（以下「放射性物質汚染廃棄物」という。）の処理について、基本的考え方を整理した。

2 特措法の問題点

廃棄物処理法では、従来、放射性物質に汚染された廃棄物を対象としておらず、放射性物質を安全に処理するための処理基準等も定められていない。

今回、1月1日の特措法の完全施行に伴い、放射性物質による汚染を想定しない廃棄物処理法の枠組みの中で処理できる放射性物質汚染廃棄物の範囲が、大幅に広がることとなった。

3 広島県の基本的考え方

① 国に対する要請

国は、放射性物質汚染廃棄物について、周辺環境や周辺住民に配慮する観点から、特段の措置をせずに処理ができる程度を示す安全性に関する基準と、同基準を超える廃棄物については、放射性物質による汚染の程度、廃棄物の種類・性状や処理の方法に応じて、安全に処理するためのきめ細かな処理基準を、国の責務として定める必要がある。

特措法の問題点等について、平成23年12月28日に環境大臣に対し、必要な措置を講じるよう要請した。

② 当面の対応に係る広島県の考え方

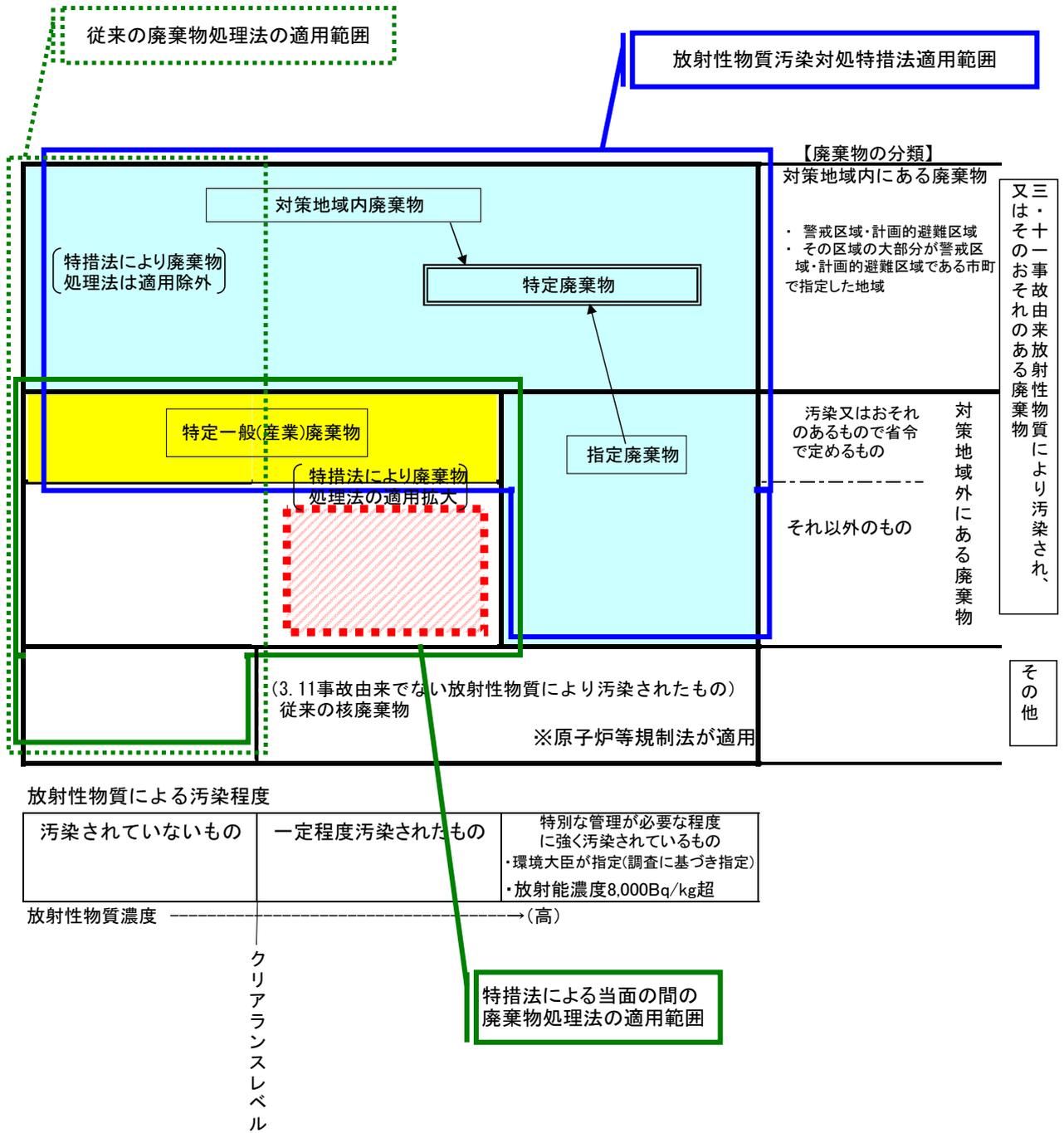
上記①の安全性に関する基準等が、国において定められるまでの間は、県民の安全・安心の観点から、従来の廃棄物処理法が対象としない廃棄物（クリアランスレベル※を超える放射性物質汚染廃棄物）は、取り扱わないこととすることが適当である。

※ クリアランスレベルとは、ここまでは放射性物質として扱う必要のないとされるレベルであり、放射性セシウムでは100 Bq/kg。

4 関係者への周知

被災地支援として災害廃棄物の受入可能な施設を有する市町や、かねてから県外から移入のある産業廃棄物の関係団体（一般社団法人広島県資源循環協会）に、この考え方を平成23年12月28日に通知するとともに、市町には、明日、1月11日に開催する特措法の説明会の中で、この考え方を説明するなどして、周知することとしている。

放射性物質汚染対処特措法及び廃棄物処理法の適用関係等



特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件

(放射性物質汚染対処特別措置法施行規則)

種類	分類	施設	廃棄物種類	地域限定	施設所在地限定													
					岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都※2	神奈川県	新潟県※2		
特定一般廃棄物 (規則第28条)	一	—	除染による廃棄物	除染特別地域 除染実施区域														
	二	一般廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん, 焼却灰 その他の燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	三	集落排水施設	汚泥等堆積物 脱水したもの※1 乾燥したもの※1					○										
	四・五	—	稲わら, 堆肥	(なし)														
	六	一～五の処理物 (一～五に該当しないもの)																
	特定産業廃棄物 (規則第30条)	一	—	除染による廃棄物	除染特別地域 除染実施区域													
二		水道施設	汚泥等堆積物 脱水したもの※1 乾燥したもの※1			○		○	○	○	○	○	○	○			○	
三イ		公共下水道 流域下水道 終末処理場	汚泥等堆積物 (焼却したもの)※1					○	○	○	○	○	○	○	○			
三口		〃	汚泥等堆積物 (脱水したもの)※1					○		○								
四		工業用水道施設	汚泥等堆積物 脱水したもの※1 乾燥したもの※1			○		○	○	○	○	○	○	○			○	
五		産業廃棄物処理施設である焼却施設	ばいじん, 焼却灰 その他の燃え殻		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
六		—	堆肥	(なし)														
七	一～六の処理物 (一～六に該当しないもの)																	

※1 いずれも, 当該施設に係る脱水(乾燥, 焼却)設備を用いたもの

※2 島嶼(しよ)部を除く

・ 分類は, 施行規則での号番号